滋賀県の給与・定員管理等について(平成24年度)

1 総括

(1) 人件費の状況 (普通会計決算)

区 分	住民基本台帳人口	歳 出 額	実 質 収 支	人 件 費	人 件 費 率	(参考)
	(23年度末)	A		В	B/A	22年度の人件費率
平成	人	千円	千円	千円	%	%
23年度	1,394,472	492,200,848	1,272,551	170,805,916	34.7	33.4

⁽注) 人件費には、給与費の他に共済費等も含まれています。

(2) 職員給与費の状況 (普通会計決算)

区 分	職員数	ή	与		书	一人当たり
	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
平成	人	千円	千円	千円	千円	千円
23年度	17,228	77,166,243	16,786,305	28,948,525	122,901,073	7,134

(参考)都道府県平均
一人当たり給与費
千円
7,107

- (注) 1 職員手当には退職手当、児童手当および子ども手当を含みません。
 - 2 職員数は、平成23年4月1日現在の人数(臨時講師等を除く。)です。
 - 3 給与費には、臨時講師等の分が含まれています。

(3) 特記事項

給与費については、厳しい財政状況にあることから、独自の減額措置に取り組んでいます。

① 知事および副知事の給与の削減

職員の区分	内 容	期間	1人当たりの年間削減額
知事	給料の20%減額 期末手当の30%減額	平成23年4月1日 ~ 平成27年3月31日	約486万円
	給料の10%減額 期末手当の25%減額	平成23年4月1日 ~ 平成27年3月31日	約236万円
7 . 7	給料の10%減額 期末手当の15%減額	平成23年4月1日 ~ 平成27年3月31日	_

② 議員報酬等の削減

区 分	内 容	期間	1人当たりの年間削減額
	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成23年7月1日 ~ 平成27年4月29日	約263万円
	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成23年7月1日 ~ 平成27年4月29日	約228万円
	議員報酬の20%減額 期末手当の加算部分の10%減額	平成23年7月1日 〜 平成27年4月29日	約213万円

③ 職員給与の削減

	職員の区分	内 容
	部長級・次長級	給料の7%減額、管理職手当の20%減額
	課長級	給料の5%減額、管理職手当の20%減額
般職	参事級	給料の3.5%減額、管理職手当の20%減額
	その他の職員	給料の1.3%減額 (滋賀県職員等の給与に関する条例第20条第5項の規定の適用 を受けない職員等にあっては、給料の1%減額)

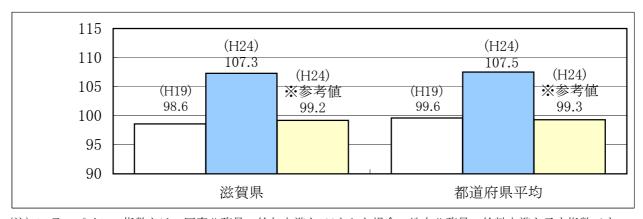
(注) 平成25年度は、次の割合で給料の減額を行うとともに、管理職手当の10%減額を行います。 部長級・次長級 6% 課長級 4% 参事級 2.5% その他(概ね20代の職員を除く) 0.8%

④ 諸手当・初任給基準の見直しなど

主な見直し内容

特殊勤務手当の見直し(平成24年度実施) 退職手当の支給水準引き下げ(H25.1.1実施)

(4) ラスパイレス指数の状況(各年4月1日現在)



(注)1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給料水準を示す指数です。 2 「参考値」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がないとした場合の値です。

(5) 給与改定の状況

①月例給

			(参考)			
区 分	民間給与	公務員給与	較差	勧告	給与改定率	国の改
	A	В	А-В	(改定率)		
	円	円	9,604 円	%	%	
24年度	396,873	387,269	(2.48 %)	0.09	0.09	0.00
24千/支	390,673	円	400 円	0.09	0.09	0.00
		396,473	(0.10 %)			

定率

%

(注)「民間給与」、「公務員給与」は、人事委員会勧告において公民の4月分の給与額をラスパイレス比較した平均給与月額です。

本県では職員給与について独自の減額措置を講じていますが、表中の「公務員給与」および「較差」は上段が減額措置後の額であり、下段が減額措置前の額です。

平成24年度の給与改定は、平成24年4月1日から行っています。

②特別給

		人事委員会の勧告								
区 分	分民間の支給		公務員の		較差		勧告	年間支給月数		
	割合	А	支給月数	В	А-В		(改定月数)			
24年度		月		月		月	月	月		
24十段	3.94		3.95		\triangle 0.01		-	3.95		

(参:	考)			
			年	間	
5	支	給	月	数	
					月
		3.9	95		

⁽注) 「民間の支給割合」は民間事業所で支払われた賞与等の特別給の年間支給割合、「公務員の支給月数」は期末手当および勤勉手当の年間支給月数です。

2 一般行政職給料表の状況(24年4月1日現在)

		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
H23.12	1号給の 給料月額	135, 600	185, 800	222, 900	261, 900	289, 200	320, 600	366, 200	413, 000	464, 600
~	最高号給の 給料月額	243, 700	307, 800	354, 700	388, 300	400, 600	422, 600	456, 200	478, 200	537, 700

⁽注) 給料月額は、独自の減額措置を行う前のものです。

3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(24年4月1日現在)

①一般行政職(職員数 3,349人)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
滋賀県	43.2 歳	334,742 円	433,656 円	380,054 円
(カット前)	42.8 歳	329,917 円	_	401,789 円
(カット後)	42.0 成	304,944 円	<u>—</u>	372,906 円
都道府県平均	43.5 歳	336,945 円	420,960 円	377,603 円

- (注) 1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種ごとの職員の本俸の平均です。
 - 2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間 外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査にお いて明らかにされているものです。

また、「平均給与月額(国ベース)」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、 特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再 計算したものです。

- 3 国の「カット前」は、国家公務員の時限的な(2年間)給与改定特例法による措置がない とした場合の金額です。
- 4 以降の職種についても同様です。

②技能労務職(職員数 225人)

区分	職員数	平均年齢 平均給料月額		平均給与月額 (a)	平均給与月額 (国ベース)	年収試算値 (b)
滋賀県	225 人	52.6 歳	331,028 円	380,178 円	363,151 円	6,006千円
うち学校給食員	21 人	54.1 歳	344,555 円	386,595 円	374,048 円	6,159千円
うち用務員	93 人	55.0 歳	323,596 円	360,277 円	351,287 円	5,670千円
うち自動車運転手	4 人	53.5 歳	322,765 円	370,375 円	359,975 円	5,768千円
(カット前)	3,479 人	49.7 歳	285,030 円		323,181 円	<u> </u>
(カット後)	3,419 人	49.1 成	270,465 円		307,506 円	
都道府県平均	461 人	50.2 歳	333,067 円	389,758 円	366,292 円	_
民間事業者平均		54.2 歳		355,130 円		_

(注) 「民間事業者平均」は、滋賀県人事委員会調査によるもので、22~24年の3ヶ年平均値を計上しています。

【参考】賃金構造基本統計調査(平成21~23年の3ヶ年平均)

∀ ⇔	平均年齢	平均給与月額	年収試算値	平均給与月額の比較	年収試算値の比較
区 分	平均年齢	(c)	(d)	(a)÷(c)	(b) ÷ (d)
調理士(滋賀県)	39.9 歳	273,500 円	3,682 千円	1.41	1.67
用務員(全国計)	53.5 歳	206,600 円	2,861 千円	1.74	1.98
自家用乗用自動車運転者(滋賀県)	47.6 歳	276,500 円	3,643 千円	1.34	1.58

(注)賃金構造基本統計調査(厚生労働省)では、雇用期間が短期間の非正規職員やパートタイム労働者などが含まれるなど、雇用形態などの面において本県の技能労務職員とは大きく異なりますので、参考として掲載しています。

③高等(特殊・専修・各種)学校教育職(職員数 3,298人)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
滋賀県	45.2 歳	388,120 円	452,083 円		
都道府県平均	44.8 歳	384,152 円	444,582 円		

④小・中学校教育職(職員数 7,351人)

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額		
滋賀県	43.1 歳	365,991 円	419,626 円		
都道府県平均	43.8 歳	370,304 円	423,923 円		

⑤警察職(職員数 2,238人)

E /\	平均年齢	亚特伦利日超	平均給与月額	平均給与月額		
区分	半均平断	平均給料月額	平均和分月領	(国ベース)		
滋賀県	39.2 歳	323,939 円	463,741 円	363,753 円		
(カット前)	41.2 歳	316,195 円	_	367,421 円		
国(カット後)	41.2 歳	297,622 円	<u>—</u>	346,716 円		
都道府県平均	39.3 歳	322,203 円	462,861 円	367,205 円		

(2)職員の初任給の状況(24年4月1日現在)

区分	}	滋	賀	県	玉			
一般行政職		Į AA			I	181,200	円	
	大学卒		177,012	円	II	172,200	円	
	高 校 卒		143,055	円		140,100	円	
技能労務職	高 校 卒		135,828	円		_		
	中学卒		124,146	円		_		
高等学校教育職	大学卒		197,703	円		_		
小•中学校教育職	大 学 卒		197,703	円		_		
警 察 職	大 学 卒		202,455	円		187,500	円	
	高 校 卒		170,280	円		158,100	円	

⁽注) 上記の滋賀県の額は、独自の減額措置(給料の1%減額)後のものです。

(3)職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(24年4月1日現在)

区	分	経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	262,920 円	307,235 円	359,193 円
	高 校 卒	218,253 円	269,846 円	308,280 円
高等学校教 育職	大学卒	317,104 円	364,998 円	400,164 円
小·中学校 教育職	大学卒	310,036 円	357,876 円	389,143 円
警察職	大 学 卒	277,225 円	327,594 円	383,608 円
	高 校 卒	248,022 円	288,571 円	343,112 円

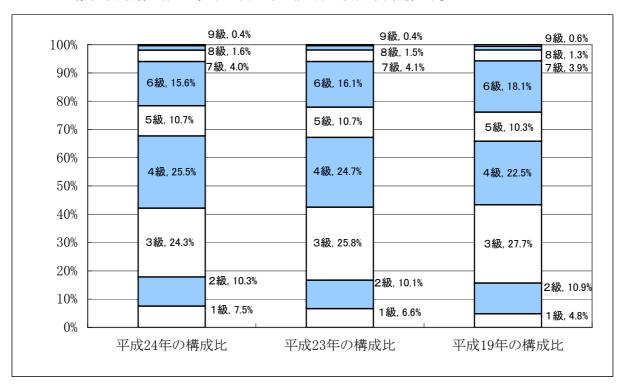
[※]技能労務職については、対象となる職員がいないまたは対象となる職員が少数であることから、記載していません。

4 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数の状況(24年4月1日現在)

区	分	標準的な職務内容	職員数	構成比
9	級	部 長	人 14	% 0.4
8	級	部次長	人 54	% 1.6
7	級	本庁の課長	人 135	% 4.0
6	級	参 事 課長補佐 (困難)	人 522	% 15.6
5	級	課長補佐 主 幹(困難)	人 357	% 10.7
4	級	主 幹副主幹(困難)	人 856	% 25.5
3	級	副主幹·主查 主任主事· 主任技師(困難)	人 816	% 24.4
2	級	主任主事・主任技師 主事・技師(高度)	人 345	% 10.3
1 (注)	級	主事技師 ※如『曄昌堂の公片に関する条例に	人 250	% 7.5

- (注) 1 滋賀県職員等の給与に関する条例に基づく行政職給料表の級区分による職員数です。
 - 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



(2) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年1月1日に、その者の同日前1年間の勤務状況を考慮した上で次の区分により実施しています。

	勤務成績の区分						
	特に良好	良好	良好と認められない				
一般職員	5 号給以上	4 号給	3 号給以下				
特定職員	4 号給以上	3 号給	2 号給以下				
55歳以上の職員	3 号給以上	2 号給	1 号給以下				

- (注) 1 特定職員とは、行政職給料表7級以上の職員およびこれに相当する職員をいいます。
 - 2 55歳以上の職員にあっては、一般職員、特定職員の別なく上記のとおりとなります。
 - 3 国家公務員におけるA~E評価に基づく昇給制度とは異なる基準により実施しています。

5 職員の手当の状況

(1)期末手当・勤勉手当

	滋	賀	県				国	
1人当たり平均支約	合額(2	23年	度)					
				1,720	千円		_	
(24年度支給割合))					(24年度支給割合)	
	期末	手当	i	勤勉	手当		期末手当	勤勉手当
一般職員		2.60	月分	1.3	5月分	一般職員	2.60月分	1.35月分
特定幹部職員		2.20	月分	1.7	5月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月分
再任用職員		1.45	月分	0.6	5月分	再任用職員	1.45月分	0.65月分
(加算措置の状況))					(加算措置の状況))	
管理職加算		15	%、259	%		管理職加算	$10\% \sim 25$	%
職務段階別加算		5%	$\sim 20\%$	%		職務段階別加算	5%~20%	6

【参考】勤勉手当への勤務成績の反映状況

勤勉手当では、一定の事由により上の表の月数とは異なる月数が適用される場合があります。

〔例:23年度知事部局〕

		通常		停職処分	減給処分	戒告処分
一般職員	6月期	0.675	\rightarrow	0. 325	0.415	0.5
	12月期	0. 675	\rightarrow	0. 325	0.415	0. 5
特定幹部職員	6月期	0.875	\rightarrow	0. 285	0.465	0.65
	12月期	0.875	\rightarrow	0. 285	0.465	0. 65

(注) 国家公務員とは異なる基準により実施しており、懲戒処分者以外の者に係る 成績率の運用はありません。

(2) 退職手当(24年4月1日現在)

	滋	賀	県				玉			
(支給率)		自己	都合	勧奨:	·定年	(支給率)	自	己都合	勧奨	·定年
勤続20年	23.5	0	月分	30.55	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55	月分
勤続25年	33.5	0	月分	41.34	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34	月分
勤続35年	47.5	0	月分	59.28	月分	勤続35年	47.50	月分	59.28	月分
最高限度額	59.2	8	月分	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28	月分
その他の加算措置			型期退職 %加算	铁特例措	置	その他の加算措置		早期退職20%加算		置
	勧奨:	定年	F以外	勧奨•	定年					
1人当たり平均支給額	頁 5,32	27	千円	27,116	千円					

- (注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。
 - 2 平成25年1月1日から、水準を引き下げています。

(3)地域手当(24年4月1日現在)

支給実績(2	3年度決算)		4,526,411 千円
支給職員1人当たり平均	支給年額(23年度決算	í)	262,736 円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
大津市、草津市	6,908 人	6.10 %	10.0 %
守山市、栗東市	2,313 人	6.10 %	6.0 %
彦根市、長浜市	2,533 人	6.10 %	3.0 %
その他の県内地域	6,575 人	6.10 %	0.0 %
東京都特別区	17 人	17.0 %	18.0 %
医師および歯科医師	15 人	15.0 %	15.0 %

(制度完成時)

(10372270007)			
支給対象地域	支給率		国の制度(支給率)
大津市、草津市	7.0	%	10.0 %
守山市、栗東市	7.0	%	6.0 %
彦根市、長浜市	7.0	%	3.0 %
その他の県内地域	7.0	%	0.0 %
東京都特別区	18.0	%	18.0 %
医師および歯科医師	15.0	%	15.0 %
異動保障	_	%	2.4~18.0 %

(注) 県の支給率については、当分の間、人事委員会規則で定めることとしています。

(4)特殊勤務手当(24年4月1日現在)

4) 特殊勤務手当 (2) 支給実績(23年度決算)	4年4月1日現住)			877,394		
支給職員1人当たり平均			135,359 円			
職員全体に占める手当支			37.6			
手当の種類(手当数 24	年4月1日現在)			51	種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支	L A A A A A A A A A A A B A B A B B B B	左記職員に対する		
県税事務手当	(1) 県税の賦課徴収を行 う機関に勤務する職員 (2) 上記の職員および県 税の賦課徴収を行う本 庁の機関に勤務する職 員		行う県税もしくは県税 納処分または犯則事	(1)日額 900円 (2)日額 550円		
消防訓練手当	消防学校に勤務する教 育専任職員	実習を伴う消 練	的に関する教育訓	日額 720円		
社会福祉業務手当	社会福祉法第14条第5 項に規定する業務を行う 機関または社会福祉に 関する相談を行う機関に 勤務する職員	導等の業務 (2)児童福祉 (3)判定員 (4)児童相談 員		(1)(5)日額 610円 (2)(3)日額 610円 (4)日額 300円		
教務手当	(1) 総合保健専門学校または看護専門学校に勤務する保健師、助産師、 看護師または歯科衛生士である職員 (2) 教育の機関に勤務する職員	門学科の授 業務 (2) 当該機関	の養成に関する専業または実習指導の 業または実習指導の 動の計画に基づいて は実習指導の業務	(1)月額 21,500円 (2)1時間 340円 (1月当たり限度 10		
職業訓練手当	高等技術専門校に勤務 する職業訓練指導員、 指導員	職業訓練の	業務	月額 18,300円~30	,600円	
農業実習指導手当	農業に関する教育を行う 機関に勤務する教育専 任職員	農業の実習	指導の業務	月額 16,400円~18	,700円	
家畜保健衛生等業務手当	(1)家畜保健衛生所に勤務する獣医師である職員 (2)畜産技術振興センターにおいて専ら技術指導業務を担当する職員	繁殖障害の の実施等の (2)肉用牛お	除去および人工授精 事務			
公営競技開催業務手当	本庁事業課に勤務する 職員	モーターボー	ート競走の開催業務	日額 710円		
公害調査等業務手当	公害調査等を行う機関 の職員	以上の汚泥 施設の立入 設の立入検 機能を維持	て行う水深10メートル 採取作業、ごみ焼却 検査、粉じん発生施 査、し尿処理施設の するために必要な機 び水質検査の業務等	日額 230円〜340円	Ŧ	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
火薬類等災害調査業務 手当	火薬類および高圧ガス の取締りを行う機関の職 員	火薬類、高圧ガスについての災 害発生時の調査業務	日額 750円
高熱等処理手当	究機関の職員	(1)電気炉、重油窯またはガス窯 を使用する焼成作業等 (2)液体窒素を使用する精液の凍 結等の作業	
精神保健等業務手当	保健所等に勤務する職員	(1)精神障害者の調査、診察の立 会い、入院措置、訪問指導等 (2)結核患者の家庭訪問指導の 業務	(1)日額 340円 (2)日額 230円
放射線取扱手当	保健所等に勤務する診療放射線技師、工業技術センター等に勤務する職員	エックス線その他放射線を照射 する作業	日額 300円
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	感染症の患者または感染症の疑いのある患者の救護、家畜伝染病にかかっている家畜またはかかっている疑いのある家畜に対する防疫作業等	日額 340円
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員	災害防止のための応急作業等の ため、深夜の呼び出しを受けた 場合の登庁業務	勤務1回 500円
狂犬病予防等作業手当	保健所等に勤務する職員	狂犬病予防法に基づく予防注射、検診、捕獲または薬殺の作業、犬またはねこの引取り作業、野犬等の収容に係る捕獲作業等	日額 300円
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱う試験研究機関等に勤 務する職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務等	日額 260円
麻薬取締等手当	(1)麻薬取締員 (2)漁業取締担当職員 (3)鳥獣保護·狩猟取締 担当職員	(1)麻薬取締業務 (2)漁業取締業務 (3)鳥獣の保護及び狩猟の適正 化に関する法律の規定により行う 取締業務	(1) 日額 550円 (司法警察員として行う 捜査の業務等 1,100円) (2)(3)日額 460円
潜水等作業手当	水産試験場等に勤務する職員	(1)潜水器具を着用して行う潜水 作業 (2)水中での魚類の選別、取揚 げ、採捕または放流の作業等	(1)日額 310円 (2)日額 250円
夜間船上作業手当	水産試験場に勤務する 職員	魚類のせい息状況等調査のため 夜間に船上作業に従事したとき	日額 340円
航空手当	右記業務に従事した職員	航空機に搭乗して行う非常災害 活動等の業務	1時間 1,900円 (危険な業務に従事した場合 は 2,470円) 降下作業 1日 870円加算

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
用地交涉等手当	公共用地等に係る交渉 を行う機関に勤務する職 員	公共用地の取得等の交渉業務 (開始後1箇月以上経過したもの に限る)	日額 650円 (深夜において行われた場 合は970円)
災害応急等作業手当	災害の防止のための応 急作業等を行う機関に 勤務する職員、ダム等を 管理する機関の職員	豪雨等により重大な災害が発生 し、または発生するおそれの著し い道路、河川の堤防等で行う応 急作業または応急作業のための 災害状況調査の作業、ダム貯水 の放流時における下流の流域周 辺の異常増水に係る警戒等の作 業等	日額 300円〜820円 (夜間において行われた場 合は450円〜1,230円)
特殊現場作業手当		(1)高所、掘削中のトンネルの坑内、急傾斜地での測量、検査、監督等の作業(2)交通をしゃ断することなく行う道路維持補修等の作業(3)圧搾空気内において行う測量、検査、監督等の作業(4)勤務環境の劣悪なダム建設現場において行うダム建設に係る測量、調査、監督等の作業(5)ダム管理施設およびその周辺で行う管理作業	その他 日額430円
特殊自動車運転等作業 手当	(1)自動車の運転作業に 従事する職員 (2)除雪作業を行う機関 の職員	(1)大型特殊自動車の運転作業(2)除雪車の運転作業、夜間における薬剤の散布作業等	(1)日額 340円 (重機現場作業は450円) (2)日額 380円~710円
びわ湖フローティングス クール乗船指導手当	びわ湖フローティングスクール に勤務する職員	学校教育の一環として船舶を利用して行われる教育活動に関する指導および助言の業務	・泊を伴う業務 日額3,200円・上記以外で5時間以上の業務 日額1,300円
特別災害応急対策等手 当	の被災地(岩手県、宮城 県、福島県)における災	東北地方太平洋沖地震による緊急の災害応急対策または災害復旧のため被災地(災害救助法が適用されている市区町村に限る。)において行う次に掲げる業務 ア被災した建築物の調査、検査等の業務イ災害の発生した箇所における災害状況の調査等の発生した箇所における災害状況の調査等の業務を登りる災害が資の運搬、配給等の業務とと認められる業務については、別途人事委員会の承認を得る	勤務1日につき840円 (災害対策基本法第60条第 1項の規定に基づく避難の 指示等がされた区域、同法 第63条第1項の規定に基づ き指定された警戒区域等で 人事委員会が認めるもので 行われた場合1,680円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
教員特殊業務手当	小中学校、高等学校、 特別支援学校に所属す る教諭等	(1)学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務 (2)修学旅行等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務 (3)対外運動競技等において児童または生徒を引率して行う泊を伴う指導業務等 (4)部活動における児童または生徒に対する指導業務で週休日等に行うもの	(特に甚大な非常災害 100/100加算) (2)日額 3,400円 (3)日額 3,400円
教育業務連絡指導手当	小中学校、高等学校、 特別支援学校に所属す る教諭のうち教育に関す る業務についての連絡 調整および指導助言に 当たる主任等	連絡調整および指導助言の業務	日額 200円
多級手当	小中学校の2以上の学年の児童、生徒で編制されている学級を担当する教諭等	当該学級における授業または指導	日額 310円
兼務手当	併置する高等学校の事務長 (2)昼間課程の授業またはその補助を本務とする職員で夜間課程の授業またはその補助を行うもの	(3)昼間課程の授業またはその補	(2)授業1時間 1,650円 (3)授業1時間 1,650円
産業教育等実習手当	ク科に勤務する職員 高等学校等教育職給料 表または小学校および	(1)毒物、劇物および特定毒物を取り扱う農作業 (2)正規の勤務時間以外の時間に行う農作物の肥培管理等の作業 (3)正規の勤務時間以外の時間に行う焼成作業 入学者の選抜または選考に係る検査問題の作成業務等	(2)勤務1回 2,850円~ 5,700円 (3)勤務1回 2,850円~ 5,700円 一の選抜につき 900円 (年間限度 1,800円~3,600
入学等考查手当 夜間定時制勤務手当	中学校等教育職給料表 の適用を受ける職員 夜間定時制課程のみの 高等学校に勤務する職 員または夜間定時制課 程を置く高等学校に勤 務する職員で夜間勤務 を本務とする者	本務として行う夜間勤務	日額 430円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
主として私服員の従事 する犯罪予防および捜 査ならびに被疑者逮捕 作業手当	生活安全、刑事、交通または警備事犯の捜査を担当する警察職員	主として私服で行う犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕の作業	日額 560円
交通取締等作業手当	警察職員	交通取締用自動車運転作業、交 通整理等作業、交通捜査等作業	日額 310円~1,260円
舟艇運転作業手当	警察職員	警備艇または警察用務に供する ため臨時に借り上げた動力船を 運転する作業	日額 300円
犯罪鑑識作業手当	警察職員	指紋、筆跡、法医学または銃器 弾薬類等に関する知識を利用して行う犯罪鑑識の作業	日額 280円~560円
航空機搭乗作業手当	警察職員	航空機に搭乗して捜索救難、犯 罪の捜査または交通の取締りそ の他警察活動を行う作業	1時間 1,900円~5,100円 (危険作業 30/100加算) 降下作業 1日 870円加算
警ら作業手当	警察官	警ら作業	日額 340円
被疑者留置作業手当	警察職員	直接被留置者に関する業務を行 う作業	日額 290円
死体取扱作業手当	警察職員	死体に直接手を触れて行う検 視、検証、実況見分、捜査または 運搬等の作業、犯罪捜査の目的 で行われる死体解剖において立 会、記録または解剖後の死体の 処置を行う作業	死体1体につき 1,600円~3,200円
災害応急等作業手当	警察職員	豪雨等異常な自然現象または大 規模な火事等の事故により重大 な災害が発生した箇所またはそ の周辺において災害警備、遭難 救助等を行う作業	日額 840円~1,680円
潜水搜索作業手当	警察職員	水難者または水中の遺留品等を 捜索するため、潜水具をつけ水 中において行う作業	1時間 310円~1,500円
爆発物処理作業手当	警察職員	爆発物または爆発物容疑物件に 接近して、当該物件の種類の識別、移動、解体または爆破等を 行う作業	1件 5,200円
特殊危険物質等取扱作 業手当	警察職員	特殊危険物質またはその疑いの ある物質に接近して、これらの物 質を処理する作業、特殊危険物 質による被害の危険がある区域 内において行う作業等	日額 250円~5,200円
護衛等作業手当	警察官	天皇、皇族、内閣総理大臣、国 賓等を身辺警護する作業、核原 料物質等を輸送する車両を先導 しまたは追従して、これらの物質 の輸送警備を行う作業	日額 640円~1,150円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務等	左記職員に対する支給単価
夜間等特殊作業手当	警察職員	正規の勤務時間による勤務の全 部または一部を深夜において行 う作業	勤務 1 回 410円~1, 100円
銃器犯罪捜査従事作業 手当		銃器もしくは銃器と思料されるも のが使用され、または銃器が使 用されるおそれがある現場にお いて防弾装備を着装し、武器を 携帯して行う作業	日額 820円~1,640円
海外犯罪情報収集作業 手当	警察職員	日本国外において犯罪に関する 調査のために危険な地域におい て行う情報収集の作業	日額 1,100円
災害応急等作業手当	### (c) 11th 12	東日本大震災に係る災害応急等 作業を引き続き5日以上従事した 場合	日額 840円
(東日本大震災に対処 するための作業)	警察職員	福島第一原発敷地内、警戒区域、計画的避難区域等における 作業	日額 1,000円~40,000円

(注)1 突発的に発生した業務に従事するために、正規の勤務時間に引き続かない時間において緊急の呼出しに

より勤務することを命ぜられ、次の業務に従事する場合は、1回1,240円を加算して支給する。 主として私服員の従事する犯罪予防および捜査ならびに被疑者逮捕作業、交通取締等作業、舟艇運転作業、犯罪鑑識作業、航空機搭乗作業、死体取扱作業、災害応急等作業、潜水捜索作業、爆発物処理作業、特殊危険物等取扱作業、護衛等作業、銃器犯罪捜査従事作業

(5) 時間外勤務手当

· <u> </u>	· . · ·		• • -	•							
支	給	実	績	(23	年	度	決	算)	3,518,611 千円
支約	合対象	職員	1人当	iたり	平均	支給4	年額(23年	度決	算)	600 千円
支	給	実	績	(22	年	度	決	算)	3,476,816 千円
支約	合対象	職員	1人当	iたり	平均	支給4	年額(22年	度決	算)	586 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

(6)その他の手当(24年4月1日現在)

	→ヨ (24年4月1日現任 <i>)</i> 	国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	 内容及び支給単価	との異同		(23年度決算)	平均支給年額
, – - н			77.601.11	(20 20(94)	(23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	同じ		2,021,608 千円	
	[支給額] 配偶者 13,000円				
	配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族				
	1人目 11,000円				
	満16歳の年度当初から満22歳の年度終了 までにある子がある場合 1人につき5,000円加算				
住居手当(※)	月額9,000円を超える家賃を支払っている職			807,117 千円	94,477 円
	員または自宅に居住している世帯主である 職員に対して支給する。 [支給額]				
	(貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円~30,000	異なる	月額12,000円を 超える家賃額に		
	円		応じて支給		
			月額100円~ 27,000円		
	(持家居住者)	異なる	支給なし		
初任給調整手	月額 2,000円 採用による欠員の補充が困難であると認め			51,402 千円	1,318,000 円
当	られる職にある職員に支給する。 「支給額」				
	(1)医療職給料表(1)の適用を受ける医師、	異なる	月額306,900円		
	歯科医師 月額216,000円を上限に、採用の日からの		を上限に支給		
	経過期間に応じて逓減した額を支給 (2)医療職給料表(1)以外の適用を受ける医	同じ			
	師、歯科医師	IHJ C			
	月額50,000円を上限に、採用の日からの 経過期間に応じて逓減した額を支給				
	(3)獣医師	異なる	支給なし		
	月額30,000円を上限に、採用の日からの 経過期間に応じて逓減した額を支給				
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃 を負担し、または自動車等を使用する職員			2,147,153 千円	140,273 円
	もしくはこれら両方に該当する職員に支給				
	する。 [支給額] 				
	(交通機関等利用者) 運賃相当額を支給 (原則6か月の定期券を基礎とする額により	異なる	(交通機関等利用者) 支給上限 55,000円		
	支給)支給上限なし		× 100,000 1		
	(交通用具使用者) 自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給	異なる	(交通用具利用者) 2,000~24,500円		
	2,500~31,100円				
	駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)		駐車場利用料金 支給なし		
単身赴任手当	公署を異にする異動等に伴い、住居を移転 し、やむを得ない事情により、同居していた	同じ		39,718 千円	300,894 円
	配偶者と別居することとなった職員で、単身				
	で生活することを常況とする職員に支給する。				
	[支給額]月額23,000円				
	ただし、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が100km以上の場合6,000円~				
管理職手当	45,000円を加算 管理または監督の地位にある職員にその職	同じ		964,897 千円	651,957 円
ㅁ<ㅜ;١씨 1 ᅴ	の特殊性に基づき支給する。	11-3		001,001	001,001 1
	[支給額]給料表、職階別の定額 39,300円~130,300円				

		国の制度	国の制度と	支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	 内容及び支給単価	との異同		(23年度決算)	平均支給年額
		Civida	×.40111	(20) 及以升)	(23年度決算)
特地勤務手当	離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額の合計額に級地区分に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100~16/100	同じ		2,054 千円	
へき地手当	へき地学校およびこれに準ずる学校に勤務する職員に対して支給する。 [支給額]給料および扶養手当の月額の合計額にへき地学校の級地区分等に応じた支給割合を乗じて得た額 支給割合 4/100~16/100			17,845 千円	278,828 円
定時制通信教 育手当	定時制の課程を置く高等学校、または通信教育を行う高等学校の校長および教員に支給する。 [支給額]給料月額に5~7/100(管理職手当を受ける者は4/100)を乗じて得た額			38,299 千円	338,929 円
産業教育手当	高等学校の教員が農業または工業に関する 課程において、実習を伴う農業または工業 に関する科目を主として担当する場合に支 給する。 [支給額]給料月額に6/100(定時制通信教 育手当を受ける者は3/100)を乗じて得た額			72,541 千円	307,377 円
義務教育等教 員特別手当	小学校、中学校、高等学校または特別支援 学校に勤務する教員に支給する。 [支給額]職務の級および号給に応じて 2,000円~8,000円			1,405,471 千円	137,549 円
農林漁業普及 指導手当	農業、林業および水産業の普及指導事業 に従事する職員に支給する。 [支給額]給料月額に6/100を乗じて得た額			32,649 千円	274,361 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額] (1)本来の勤務に従事しないで行う外部との連絡、文書の収受および庁内の監視等を目的とする宿日直 1回5,000円 (2)本庁における緊急事態の発生に備えた情報連絡のための宿日直勤務 1回6,000 (3)身体障害者更生援護施設等における入所者の生活介助等のための当直勤務 (4)警察本部における事件処理または警備もしくは救難に関する情報連絡、照会処理等のための当直勤務 (5)荒神山少年自然の家における生徒等の生活指導等のための当直勤務 (6)消防学校、盲学校等における生徒等の生活指導等のための当直勤務 (7)警察本部または警察署における警備または事件の捜査、処理等のための当直勤務 (7)警察本部または警察署における警備または事件の捜査、処理等のための当直勤務 (8)警察署等における業務の管理または監督のための当直勤務	異なる	1回4,200円 1回5,100円 1回5,900円	515,134 千円	291,201 円

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同		支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
管理職特別勤 務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円~12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		17,497 千円	87,485 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	7,00	勤務1時間当たり の給与額の算出 方法が異なる	173,640 千円	127,489 円
寒冷地手当	寒冷地(旧余呉町および指定公署)に在勤する職員に支給する。 [支給額] (1)世帯主である職員であって、扶養親族のあるもの 月額17,800円 (2)世帯主である職員であって、扶養親族のないもの 月額10,200円 (3)上記以外の職員 月額7,360円 (支給期間は11月から翌年3月まで)	同じ		2,007 千円	62,719 円

[※]住居手当のうち自宅に係るものについては、平成25年4月から廃止します。

(持ち家に係る手当 2,000円 → 廃止)

6 特別職の報酬等の状況(24年4月1日現在)

	区	15	分	給	料		月	額	等	
給	知		事		1,056,000	円	(減額前	1,320,000)円
料	副	知	事		936,000	円	(減額前	1,040,000)円
報	議		長		832,000	円	(減額前	1,040,000)円
	副	議	長		720,000	円	(減額前	900,000)円
酬	議		員		672,000	円	(減額前	840,000)円
				(24年度支給割合)						
	知		事	6月期	1.40	月分				
期	副	知	事	12月期	1.55	月分				
末				合 計	2.95	月分				
手业				(24年度支給割合)						
当	議		長	6月期	1.40	月分				
	副	議	長	12月期	1.55	月分				
	議		員	合 計	2.95	月分				
退啦				(算定方式)			(1期の手	当額)	(支給時期)	_
職手	知		事	給料月額×在職月数×	×70/100		44,352	,000 円	任期ごと	
当	副	知	事	給料月額×在職月数×	×50/100		24,960	,000 円	任期ごと	

⁽注) 1 給料および報酬の()内は、減額措置を行う前の金額です。

² 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額および支給率に基づき、1期(4年) 勤めて同日に退職したと仮定した場合における退職手当の額です。

7 職員数の状況

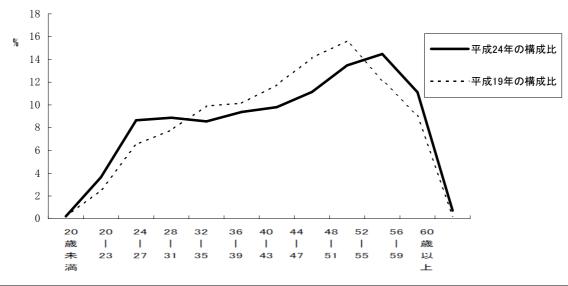
(1)部門別職員数の状況と主な増減理由

(各年4月1日現在)

	区分	職	員 数	対前年	主な増減理由
部	·····································	平成23年	平成24年	増減数	土は頃後年田
善	一般行政部門	3,064	3,024	△ 40	事務事業の見直し、地方機関の見直しに伴う減等
普通合	教育部門	11,642	11,664	22	学級数の増加に伴う増等
会計部品	警察部門	2,523	2,521	△ 2	警察官の法令定数の増、事務事業の見直し に伴う減等
門	小 計	17,229	17,209	△ 20	
公 営会	病院	956	994	38	新病棟開設準備室の設置に伴う増等
企計業部	水道その他	164	159	\triangle 5	水道事業の見直しに伴う減等
等門	小 計	1,120	1,153	33	
	合 計	18,349	18,362	13	
		[19,184]	[19,261]	[77]	

- (注) 1 職員数は一般職に属する職員数であり、地方公務員の身分を保有する休職者、派遣職員等を含み、臨時的任用職員および非常勤職員を除きます。
 - 2 一般行政部門には、知事の事務部局(公営企業部門を除く。)、議会事務局、人事委員会事務 局、監査委員事務局、労働委員会事務局および収用委員会事務局を含みます。
 - 3 []内は、条例定数の合計です。

(2)年齢別職員構成の状況(24年4月1日現在)



	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	
区 分		>	>	>	>	>	>	>	>	>	>		計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
磁号粉	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
職員数	40	668	1,587	1,628	1,570	1,721	1,799	2,046	2,473	2,657	2,041	131	18,361

(3)職員数の推移 (単位:人・%)

(-) 1,74	(0) 100 2 (0) (10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 1									
部門	年度 部門		19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の 増減数(率)	過去10年間の 増減数(率)
一般	行政	3, 736	3, 453	3, 333	3, 219	3, 134	3, 064	3, 024	▲ 429 (▲ 12.4%)	▲ 712 (▲ 19.1%)
教	育	12, 127	11, 651	11,698	11,664	11,612	11, 642	11,664	13 (0.1%)	▲ 463 (▲ 3.8%)
警	察	2, 265	2, 534	2, 528	2, 514	2, 516	2, 523	2, 521	▲ 13 (▲ 0.5%)	256 (11.3%)
普通金	会計計	18, 128	17, 638	17, 559	17, 397	17, 262	17, 229	17, 209	▲ 429 (▲ 2.4%)	▲ 919 (▲ 5.1%)
公営企業	業等会計	962	1,007	1, 050	1,074	1, 097	1, 120	1, 153	146 (14.5%)	191 (19.9%)
総合	合計	19, 090	18, 645	18, 609	18, 471	18, 359	18, 349	18, 362	▲ 283 (▲ 1.5%)	▲ 728 (▲ 3.8%)

⁽注) 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数です。

8 公営企業職員の状況

(1) 水道用水供給事業・工業用水道事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 純損益又は		職員給与費	総費用に占める	(参考)	
		質収支		職員給与費比率	22年度の総費用に占	
	A		В	B/A	める職員給与費比率	
23年度	千円	千円	千円	%	%	
水道用水供給事業	3,537,763	1,067,186	524,435	14.8%	15.6	
工業用水道事業	795,816	322,567	156,768	19.7%	21.3	

- (注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当および子ども手当を含みません。
 - 2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区分	職員数	給	与		費	一人当たり
	A	給料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
水道用水供給事業	53	228,408	71,065	90,382	389,855	7,356
工業用水道事業	16	67,641	21,056	26,768	115,465	7,217

(参考)都道府県平均
一人当たり給与費
千円
7,165
6,659

- (注) 1 職員手当には児童手当、子ども手当および退職給与金を含みません。
 - 2 職員数は、24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

		職員の区分		内 容
	特	別	職	給料の10%減額 期末手当の15%減額
		次長級		給料の7%減額 管理職手当の20%減額
一般		課長級		給料の5%減額 管理職手当の20%減額
職		参事級		給料の3.5%減額 管理職手当の20%減額
		その他の職員	_	給料の1.3%減額 (滋賀県職員等の給与に関する条例第20条第5項の規定の適 用を受けない職員等にあっては、給料の1%減額)

(注) 平成25年度は、次の割合で給料の減額を行うとともに、管理職手当の10%減額を行います。 部長級・次長級 6% 課長級 4% 参事級 2.5% その他(概ね20代の職員を除く) 0.8%

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(24年4月1日現在)

	区 分	平均年齢	基本給	平均月収額		
滋賀県		47.6 歳	398,476 円	617,632 円		
団体	水道事業	45.8 歳	384,685 円	595,951 円		
平均	工業用水道事業	45.5 歳	362,100 円	550,637 円		

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 - 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

水道用水供	給事業•工業用2	k道事	業	一般行政職の制度または団体平均			
1人当たり平均支約	給額(23年度)			1人当たり平均支給額(23年度 団体平均)			
		1,698	千円	水道事業		1,575	千円
				工業用水道事	業	1,500	千円
(24年度支給割合	•)			(24年度支給割合	•)		
	期末手当	勤勉	手当		期末手当	勤勉手当	
一般職員	2.60月分	1.3	85月分	一般職員	2.60月分	1.35月	分
特定幹部職員	2.20月分	1.7	75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月	分
再任用職員	1.45月分	0.6	5月分	再任用職員	1.45月分	0.65月	分
(加算措置の状況)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%, 25%	%		管理職加算	15%, 25%		
職務段階別加算	5%~20%	6		職務段階別加算	5%~20%		

⁽注) 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

水道用水供	給事業・工業用ス	水道事業	į	一般行政職の制度または団体平均					
(支給率)	自己都合	勧奨	•定年	(支給率)	自	己都合	勧奨•	定年	
勤続20年	23.50 月分	30.55	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55	月分	
勤続25年	33.50 月分	41.34	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34	月分	
勤続35年	47.50 月分	59.28	月分	勤続35年	47.50	月分	59.28	月分	
最高限度額	59.28 月分	59.28	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28	月分	
その他の加算措置	定年前早期退職 2%~20%加算		置	その他の加算措置		早期退職 0%加算		置	
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額(団体平均)				
	14,723	千円		水道事業		21,518	千円		
				工業用水道事業		11,371	千円		

- (注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 - 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。
 - 3 平成25年1月1日から、水準を引き下げています。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実施	績(23年度決算)		17,914	千円		
支給職員1人当たり	平均支給年額(2:		259,621	円		
支給対象地域	支給対象地域 支給率 支給対象職員			一般行政職の制度(支給	率)
滋賀県 6.1 %					6.1	%

(制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般行政職の制度(支給率)		
滋賀県	7.0 %	7.0 %		

⁽注) 支給率については、当分の間、人事委員会規則で定めることとしています。

工 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)			216 千円			
支給職員1人当たり平均	支給年額(23年度決算)		7,188 円			
職員全体に占める手当支	で給職員の割合(23年度)			43.5 %		
手当の種類(手当数)				7 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な	支給対象業務	左記職員に対する支給単価		
深夜交替制勤務手当	浄水課に勤務する職員 のうち、運転監視を担当 する職員	交替制勤務	に従事するもの	勤務1回 600円~1,800円		
深夜緊急業務等手当	右記業務に従事した職員		ための応急作業等の)呼び出しを受けた 業務	勤務1回 500円		
毒物および劇物取扱手当	毒物および劇物を取り扱 う浄水課に勤務する職 員	毒物・劇物を 業務等	使用して行う検査の	日額 260円		
潜水等作業手当	施設整備課および浄水 課に勤務する職員	潜水器具を業	着用して行う潜水作	日額 310円		
用地交渉等手当	右記業務に従事した職員	-17 17 14 1 - 1	取得等の交渉業務 月以上経過したもの	日額 650円 (深夜において行われた場 合は970円)		
## T# TH + H / F * * * * * * * * * * * * * * * * * *	施設整備課および浄水 課に勤務する職員	内、急傾斜は 監督等の作 (2)交通をし 道路維持補 (3)圧搾空気	や断することなく行う	(1)日額 230円~430円 (2)日額 290円~360円 (3)1時間 250円		
特殊現場作業手当	右記業務に従事した職員	(4)取水、浄水または送配水施設における各種設備の点検、修理または操作の作業(5)取水口および各槽池等における除じん作業または排泥作業(6)災害または事故に伴う復旧作業				

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
特別災害応急対策等手当	の被災地(岩手県、宮城	東北地方太平洋沖地震による緊急の災害応急対策または災害復旧のため被災地(災害救助法が適用されている市区町村に限る。)において行う次に掲げる業務 ア被災した建築物の調査、検査等の業務 イ災害の発生した箇所における災害状況の調査等の業務 ・対る災害状況の調査等の業務 ・対る災害状況の調査等の業務 ・対る災害状況の調査等の業務 ・対る災害状況の調査等の業務 ・対る災害状況の調査等の業務 ・大は災害の業務・大は災害の業務・大は災害が変の、これらの業務に進ずると認められる業務については、別途人事委員会の承認を得る	勤務1日につき840円 (災害対策基本法第60条第 1項の規定に基づく避難の 指示等がされた区域、同法 第63条第1項の規定に基づ き指定された警戒区域等で 人事委員会が認めるもので 行われた場合1,680円)

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(23	年	度	決	算)	40,139 千円
支給	対象	職員	1人当	iたり	平均	支給	年額(23年	度決算	算)	647 千円
支	給	実	績	(22	年	度	決	算)	37,326 千円
支給	対象	職員	1人当	iたり	平均	支給	年額(22年	度決算	算)	566 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政職の 制度と異なる内 容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。 [支給額] 配偶者 13,000円 配偶者以外 6,500円 配偶者のない職員の扶養親族 1人目 11,000円 満16歳の年度当初から満22歳の年度終了 までにある子がある場合 1人につき5,000円加算	同じ		12,436 千円	270,348 円
住居手当(※)	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円~30,000円 (持家居住者) 月額 2,000円	同じ		2,181 千円	47,408 円

手 当 名	内容及び支給単価	一般行 政職の	一般行政職の制度と異なる内	支給実績(23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額
1 1 1	174次0入州平區	制度と の異同	容		(23年度決算)
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者)運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給)支給上限なし(交通用具使用者)自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給2,500~31,100円駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	だ 同		13,560 千円	196,517 円
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料表、職階別の定額 68,000円~94,000円	同じ		5,801 千円	828,669 円
管理職特別勤 務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円~12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		0 千円	0 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		0 千円	0 円

[※]住居手当のうち自宅に係るものについては、平成25年4月から廃止します。

(持ち家に係る手当 2,000円 → 廃止)

(2) 病院事業

①職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用	純損益又は実 質収支	職員給与費	総費用に占める 職員給与費比率	(参考) 22年度の総費用に占
	A		В		める職員給与費比率
23年度	千円	千円	千円	%	%
20 平皮	18,454,677	△ 174,150	8,362,991	45.3	44.9

- (注) 1 職員給与費には法定福利費を含み、児童手当を含みません。
 - 2 総費用、純損益、職員給与費は税抜き金額です。

区分	職員数	職員数給		争	費	一人当たり
区分	A	給 料	職員手当	期末·勤勉手当	計 B	給与費 B/A
23年度	人	千円	千円	千円	千円	千円
25千尺	957	3,462,765	2,126,786	1,316,894	6,906,445	7,217

(参考)都道府県平均
一人当たり給与費
千円
7,266

- (注) 1 職員手当には児童手当、子ども手当および退職給与金を含みません。
 - 2 職員数は、24年3月31日現在の人数です。

イ 特記事項

		職員の区分	内 容
	特	別職	給料の10%減額 期末手当の15%減額
	部長級	医療職給料表適用者以外	給料の7%減額 管理職手当の20%減額
	次長級	医療職給料表適用者	給料の4~5%減額 管理職手当の20%減額
	課長級	医療職給料表適用者以外	給料の5%減額
一般	医療職給料表適用者	給料の2~3%減額	
職	参事級	医療職給料表適用者以外	給料の3.5%減額
	多爭版	医療職給料表適用者	給料の1~1. 5%減額
	その他の職員	医療職、福祉職給料表適 用者以外	給料の1.3%減額 (給与規程17条の規定によりその例とされる滋賀県職員等の給与 に関する条例第20条第5項の規定の適用を受けない職員等にあっ ては、給料の1%減額)
	♥ノ	医療職、福祉職給料表適用者(※)	給料の1%減額(医師のみ)

- ※行政職給料表の適用者のうち、病院事業庁長が別に定めるものを含みます。
- (注)平成25年度は、次の割合で給料の減額を行うとともに、管理職手当の10%減額を行います。 部次長級 $3\sim6$ % 課長級 $1\sim4$ % 参事級 $1.5\sim2.5$ % その他(概ね 2.0代の職員を除く) 0.8%

②職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(24年4月1日現在)

①医師職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	45.6 歳	555,580 円	1,391,622 円
団体平均	44.2 歳	555,250 円	1,364,877 円

- (注) 1 基本給は、給料、扶養手当および地域手当の合計額です。
 - 2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。
 - 3 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 - 4 以下の職種についても同様です。

②看護師職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
滋賀県	35.1 歳	300,581 円	474,919 円
団体平均	37.9 歳	301,712 円	478,374 円

③事務職

区分	平均年齢	基本給	平均月収額	
滋賀県	42.2 歳	361,500 円	596,705 円	
団体平均	43.5 歳	362,444 円	569,991 円	

③職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

7 791715 1 =1	病院事業			一般行政職の制度または団体平均			
1人当たり平均支流	給額(23年度)			1人当たり平均支流	給額(23年度 団体	平均)	
		1,376	千円	病院事業		1,432	千円
(24年度支給割合	`)			(24年度支給割合	·)		
	期末手当	勤勉	手当		期末手当	勤勉手当	
一般職員	2.60月分	1.3	35月分	一般職員	2.60月分	1.35月	分
特定幹部職員	2.20月分	1.7	75月分	特定幹部職員	2.20月分	1.75月	分
再任用職員	1.45月分	0.6	65月分	再任用職員	1.45月分	0.65月	分
(加算措置の状況	.)			(加算措置の状況)		
管理職加算	15%, 259	%		管理職加算	15%, 25%		
職務段階別加算	$5\%\sim20\%$	%		職務段階別加算	5%~20%		

(注) 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。

イ 退職手当(24年4月1日現在)

	病院事業	一般行政職の制度または団体平均						
(支給率)	自己都合 勧奨・定年		(支給率)	自己都合		勧奨•定年		
勤続20年	23.50 月分	30.55 月	月分	勤続20年	23.50	月分	30.55	月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月	月分	勤続25年	33.50	月分	41.34	月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月	月分	勤続35年	47.50	月分	59.28	月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月	月分	最高限度額	59.28	月分	59.28	月分
その他の加算措置	定年前早期退職 2%~20%加算	特例措置		その他の加算措置		早期退職 0%加算	特例措	置
1人当たり平均支給額	1人当たり平均支給額				1人当たり平均支給額(団体平均)			
	5,429 千円		病院事業		7,355	千円		

- (注) 1 団体平均とは、事業区分ごとの都道府県の平均値です。
 - 2 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額です。

ウ 地域手当

(24年4月1日現在)

支給実	績(23年度決算)		266,027	千円	
支給職員1人当たり		277,980	円		
支給対象地域	支給率	支給対象職	員数	一般会計の制度(支統	給率)
滋賀県	6.1 %	8	343 人	(6.1 %
医師および歯科医師	15 %	1	114 人		15 %

(制度完成時)

支給対象地域	支給率	一般会計の制度(支給率)
滋賀県	7.0 %	7.0 %
医師および歯科医師	15 %	15 %

⁽注) 支給率については、当分の間、人事委員会規則で定めることとしています。

工 特殊勤務手当(24年4月1日現在)

支給総額(23年度決算)				175,666	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(23年度決算)			254,958 円			円
職員全体に占める手当支給職員の割合(23年度)					72.0	%
手当の種類(手当数)					7	種類
手当の名称	主な支給対象職員	主な	支給対象業務	左記	職員に対する	支給単価
放射線取扱手当	診療放射線技師 医師、診療放射線技 師、衛生検査技術職員 または看護師	する作業 放射線管理 質を取り扱う	の他放射線を照射 区域内で放射性物 作業または放射性 5染物を処理する作	日額	300円	
感染症防疫等作業手当	右記業務に従事した職員	いのある患者病原体に汚	者または感染症の疑 者の救護、感染症の 染されたものまたは 疑いのあるものの処	日額	340円	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	成人病センターの副院 長、精神医療センターの 診療局長	職員の業務の統括、進行管理等	月額 69,600円
	成人病センターのリハビ リテーションセンター医 療部長、中央診療セン ター長、主任部長、研究 所副所長および小児保 健医療センターの主任		月額 49,600円
	部長 成人病センターの部長 (看護部長、リハビリテーションセンター医療部長 および薬剤部長を除 く。)、感染管理室長、疾 情報室長、地域括療 中ビス室長、総括療 究員、小児保健医療部 と除く。)および精神医 療センターの部長(看護		月額 44,100円(医療職給料表(1)の適用を受ける職員のうち、職務の級が3級である者 41,100円)
業務管理手当	部長を除く。) 本庁の課長、成人病センターの事務局次長、課 長および経営企画室長		月額 39,900円
	成人病センターの薬剤 部長		月額 39,400円(医療職給料表(2)の適用を受ける職員のうち、職務の級が6級である者 37,600円)
	本庁の参事、成人病センターの参事および小児保健医療センターの 療育部の副部長、事務局次長ならびに精神医療センター参事		月額 34,000円
	成人病センターの看護 部の副部長、小児保健 医療センターの看護部 の副部長および精神医 療センターの看護部の 副部長		月額 34,700円(医療職給料表(3)の適用を受ける職員のうち、課長補佐級の職員であって、職務の級が6級である職員にあっては、21,700円、職務の級が5級である者にあっては、19,800円)
	成人病センターの総括 技師長		月額 33,400円
死体処理手当	右記業務に従事した職員	死体の清拭その他死体処置の作業または死体の病理解剖に係る 補助作業	
		死体の病理解剖の介助の作業	1体 2,500円
毒物および劇物取扱手当	右記業務に従事した職員	毒物・劇物を使用して行う試験研究、検査の業務または特定毒物を取り扱う作業であって有害ガスの発生を伴うもの等	日額 260円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
	病棟に勤務する看護師または介護職員	正規の勤務時間による勤務の一部または全部が深夜において行われる看護等の業務	ア 深夜における勤務時間 が4時間以上である場合 3,700円(深夜における勤務 時間が深夜の全時間である 場合 7,200円) イ 深夜における勤務時間が 2時間以上4時間未満である 場合 3300円 ウ 深夜における勤務時間 が2時間未満である場合 2,400円
夜間看護等手当	災害の防止のための応 急作業等を行う職員	深夜の呼び出しにより、緊急に対 処する必要がある作業に従事す るための登院	勤務1回 500円
	右記業務に従事した職 員	年末年始の日において行う公務 の運営上の事情がある業務で夜 間に行われるものならびに時間	1,500円)
	管理職手当の支給を受ける職員	公務の運営上の事情がある業務 で深夜において行われるもの	の100分の25
特別災害応急対策等業 務手当	右記業務に従事した職 員	東北地方太平洋沖地震に際し災害救助法が適用された市区町村の区域内における、被災した建築物の調査、検査等、災害状況の調査等、被災者の診療、看護、保健指導等、緊急援助物資の運搬、配給等の業務のうち、心身に著しい負担を与える業務	

才 時間外勤務手当

支	給	実	績	(23	年	度	決	算)	841,147 千円
支給	対象	職員	1人当	iたり	平均	支給	年額(23年	度決算	算)	912 千円
支	給	実	績	(22	年	度	決	算)	829,893 千円
支給	対象	職員	1人当	iたり	平均	支給學	年額(22年	度決算	算)	921 千円

⁽注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

カ その他の手当(24年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政職の 制度と異なる内 容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。[支給額]配偶者13,000円配偶者以外6,500円配偶者のない職員の扶養親族1人目11,000円満16歳の年度当初から満22歳の年度終了までにある子がある場合1人につき5,000円加算	同じ		70,572 千円	209,412 円

		一般行		支給実績	支給職員1人当たり
手 当 名	 内容及び支給単価	政職の	一般行政職の制度と異なる内	(23年度決算)	平均支給年額
	7 1 4 次 0 久 加 平 画	制度との異同	容	(28千)及((异)	(23年度決算)
住居手当(※)	月額9,000円を超える家賃を支払っている職員または自宅に居住している世帯主である職員に対して支給する。 [支給額] (貸家・貸間居住者) 家賃額に応じて支給 月額100円~30,000円 (持家居住者) 月額 2,000円	E-130		57,025 千円	
初任給調整手 当	採用による欠員の補充が困難であると認められる職にある職員に支給する。 [支給額] (1)医療職給料表(1)の適用を受ける職員	異なる	一般行政職にはない手当である。	477,800 千円	1,397,076 円
	月額351,000円を上限に、採用の日からの 経過期間に応じて逓減した額を支給 (2)研究職給料表の適用を受ける職員で、医 学または歯学に関する専門的知識を必要と して採用されたもの 月額50,000円を上限に、採用の日からの 経過期間に応じて逓減した額を支給 (3)医療職給料表(3)の適用を受ける職員 月額20,000円を上限に、採用の日からの 経過期間に応じて逓減した額を支給				
通勤手当	通勤のため交通機関等を利用してその運賃を負担し、または自動車等を使用する職員もしくはこれら両方に該当する職員に支給する。 [支給額] (交通機関等利用者)運賃相当額を支給(原則6か月の定期券を基礎とする額により支給)支給上限なし (交通用具使用者)自動車・バイクの別および通勤距離に応じて支給2,500~31,100円駐車場利用料金の1/2(上限3,500円)	じ 同		90,244 千円	
管理職手当	管理または監督の地位にある職員にその職の特殊性に基づき支給する。 [支給額]給料表別、職階別の定額 39,300円~137,700円	同じ		11,438 千円	1,039,818 円
宿日直手当	宿日直勤務を命じられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1回につき、下記に掲げる額。ただし、勤務時間が5時間未満の場合は、100分の50を乗じて得た額。			63,139 千円	278,145 円
	下記の宿日直勤務以外の宿日直勤務 6,800円 救急の外来患者および入院患者に関する 緊急の医療技術業務の処理等のための臨 床工学技士の宿日直勤務 2,900円 入院患者の病状の急変等に対処するため の医師または歯科医師の宿日直勤務	異なる 異なる 異なる	一般行政職には ない業務である 一般行政職には ない業務である 一般行政職には ない業務である		
	20,000円 入院患者の病状の急変等に対処するため 登院が可能な態勢にある医師または歯科医師の宿日直勤務 5,350円	異なる	一般行政職にはない業務である		

手 当 名	内容及び支給単価	一般行 政職の 制度と の異同	一般行政職の 制度と異なる内 容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (23年度決算)
管理職特別勤 務手当	管理職員が臨時または緊急の必要その他の公務の運営の必要により週休日または休日等に勤務した場合に支給する。 [支給額]勤務1回につき4,000円~12,000円 ただし、勤務に従事した時間が6時間を超える場合は、上記金額に150/100を乗じて得た額	同じ		120 千円	15,000 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務することを命ぜられ勤務した職員に支給する。 [支給額]勤務1時間につき、勤務1時間当たりの給与額の100分の25を乗じて得た額	同じ		67,201 千円	112,189 円

⁽注) 住居手当のうち自宅に係るものについては、平成25年4月から廃止します。

(持ち家に係る手当 2,000円 → 廃止)